

4月からの新規開設事業所は主任ケアマネが管理者要件に

第157回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2018年1月17日（水）15：00～18：00

運営基準等に関する事項に係る諮問として、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正等の主な内容について示されました。

昨年末に開催された分科会で平成30年度介護報酬改定に関する審議報告が行われており、その内容に伴う運営基準について示されています。

審議報告案の主な内容（会員生協主要事業に関する部分を抜粋）

1. 訪問介護

サービス提供責任者等の役割りや任用要件の明確化

- 訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する
- 訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（セルフケアプランの場合には当該被保険者）に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

※生活援助専門の担い手に係る資格研修制度等については3月末に示される見込み。

2. 福祉用具貸与

機能や価格帯の異なる複数商品の掲示等

- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
 - ・貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること
 - ・機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること
 - ・利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること
- ⇒別紙① P 28～に記載

3. 居宅介護支援

○医療と介護の連携強化

- ・入院時における医療機関との連携促進
- ・平時からの医療機関との連携促進

○末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント

○質の高いケアマネジメントの推進

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。その際、一定の期間経過措置を設けることとする。

⇒経過措置期間は平成33年（2021年）3月31日まで（別紙① P 133（管理者に係る経過措置））

※経過措置は平成30年4月1日改定以降に新規開設する事業所は適用外となります。

その他につきましては、資料お読み取り下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000191441.html>

合わせて、第156回介護給付費分科会資料「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」をお読み取り下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000188370.html>